

(第三部)

第五回 参議院地方行政委員会會議録第十七号

昭和二十四年五月十六日(月曜日)

午後三時三十分開会

委員の異動

本日委員深川榮左衛門君辞任につき、その補欠として栗栖超夫君を議長において選定した。

本日の会議に付した事件

○地方税法の一部を改正する法律案 (内閣送付)

○委員(岡本愛新君) これより委員会を開会いたします。先ず地方税法の一部を改正する法律案の質疑を行います。速記を止めて。

午後三時三十分速記中止

午後四時十九分速記開始
○委員(岡本愛新君) 速記を始めます。他に御質問ございませんか。只今島村委員から御質問になりました。起債の問題ですね。起債二百三十三億その内訳をもう一度御説明願いたいと思います。

○政府委員(萩田保君) まだ一顧の枠として考えている程度のものでございまして、最終的に決定しておるものではないでございますけれども、二百三十三億のうち、三十六億は、これは二十三年度より繰越した分に充てますので、実質本年度分の起債といえます。そのうち百億田程度を國の公共事業費関係の地方負担分に充てまして、六十七億をその他の事業に充てる、いわゆる單

獨事業に充てて、尙三十億は本年度これから後に発生いたします災害の復旧等に留保いたしたいと、こういう考えであります。

○委員(岡本愛新君) この起債の枠の外に、都道府縣において借金をするといふのはどういふ統制を加えられるおるのでありますか。

○政府委員(萩田保君) いわゆるこの地方財政法等におきます地方債といふものにつきましては、これ以外には絶対できません。ただ年度内の会計現金のやりくりのために借りますといふ一時借入金は、これは現行法によつては地方團體の自由になつております。

○委員(岡本愛新君) 外に御質問ございませぬようでしたら、地方税法の一部を改正する法律案の審議はこれで打ち切ります。

次に地方財政法の一部を改正する等の法律案の審議に移ります。御質疑をお願いいたします。この地方財政法の一部を改正する等の法律案につきまして、専門員の方で改正意見があるものであります。改正意見を述べさせることに御異議ございませんか。

○委員(岡本愛新君) では上原専門員。

○専門員(上原六郎君) 地方財政法の一部を改正する等の法律案につきましても、政府の原案に更に一項目を附加したならば如何かと思ふことがございまして、それは財政法の第十九條のところ、第一項を加えることとあります

が、事柄はさういふことを附加したならば如何かと思ふのであります。それは現在の地方財政法では、國の負担金とか國庫の補助金等の支出につきましても、地方公共團體が國の事務を行なうために必要であつて、かつ十分な金額を基礎としてこれを算定しなければならぬといふことが規定されてあるの

であります。又これらの國の支出金は、その経費の支出の時期に遅れないように、國が支出しなければならぬといふことを規定してあるものであります。地方の実情を考えますといふと、實際にこれらの規定に副わぬような國の措置が可なり汎山ありますために、地方公共團體では、非常にこの点について不服を唱えておるものが相當あるのであります。これらの場合に、地方公共團體が内閣を經由して國會に意見書を提出することを得る途を開きたい

といふのが私の考えであります。一方地方財政法の十三條には、地方公共團體が委任事務等のために要する國の財源措置につきましても不服あるときは、内閣を經由して國會に意見書を提出することを許してあるものであります。この場合においては、内閣はこれに対して必ず意見書を附して運送なく國會に提出することを規定してあるものであります。負担金とか補助金等の國の支出金についての公共團體の異議については、只今のところでは、國會に提出せしめないような規定になつておること、かれこれ権衡を失つております。且つ今回の改正が國の負担が従来のように何分の一以上何分

の二以上といふような幅のあるものでなく、何分の一と限定されておりますために、今後いろいろ地方公共團體側で苦情なり異議が起る場合が相當あると思ふのであります。この点は、先般の委員会におきましても、委員の二三の方から御意見が出たようでありまして、さういふ場合に備へましても、それらの異議を單に内閣總理大臣だけに提出させるのでなく國會に反映させる

といふことは、地方公共團體の意見が、政府部内の一方的の意向によつて左右されないように、保護するために必要ではないかと考えまして、さういふ趣旨の規定を入れたらばと考へたのであります。

修正案の條文は、第十九條の二に、第十三條第二項及び第三項の規定は第十八條及び第十九條の規定による國の支出金にこれを準用する。つまり現在公共團體が國會に意見書を提出し得る條文を國の支出金にもこれを準用する、さういふ意味の事項を附加したい。かように考えております。

○委員(岡本愛新君) これに対する政府委員の意見を求めます。
○政府委員(萩田保君) 地方財政の國に対する自主性を強化する意味におきまして、そのような規定の設けられることは結構だと考えております。
○委員(岡本愛新君) 今の意見に対しては、御質疑ございませんか。それでは只今の意見は御研究願うことにいたしますと存じます。

地方財政法の一部を改正する等の法律案の審議をいたします。他に御質問

ございませんか……。それでは地方財政法の一部を改正する等の法律案の審議は今日これで打ち切りにいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十分散会
出席者は左の通り。

委員 岡本 愛新君
理事 鈴木 順一君
委員 寺尾 豊君
西郷吉之助君
島村 軍次君
町村 敬貴君
小川 久義君

國務大臣 木村小左衛門君
政府委員 總理廳事務官 萩田 保君
地方財政委員 總理廳事務官 山村 章君
事務局次長 常任委員 上原 六郎君
專門員

(三三三)

第三部 參議院地方行政委員會會議錄第十七号 昭和二十四年五月十六日【參議院】

昭和二十四年六月三日印刷

昭和二十四年六月四日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局

(第三部)

三〇